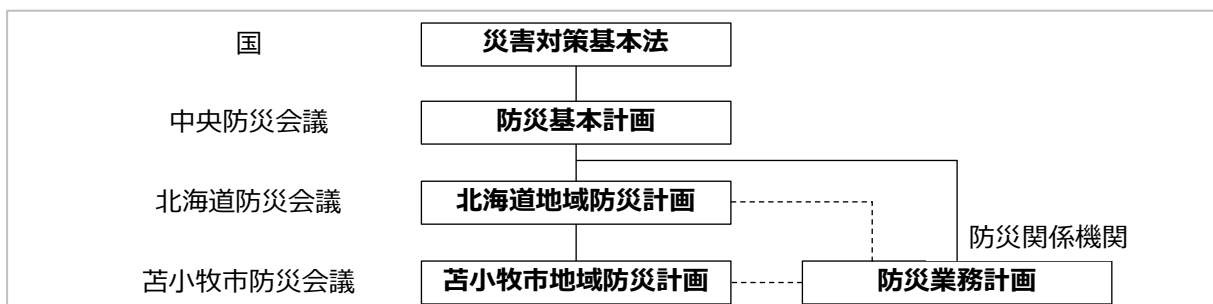


# 第1章 総則

## 第1節 計画の方針

### 第1 計画の概要

1 計画の目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 苫小牧市地域防災計画は、本市の地域に係る災害に関し、苫小牧市防災会議が作成する計画であり、予防、応急及び復旧・復興の災害対策を実施するに当たって、防災関係各機関がその機能の全てを挙げて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、実施すべき業務を定めることを目的とする。</li> </ul>
2 計画の位置付け
<ul style="list-style-type: none"> <li>● この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されたもので、市の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものである。</li> <li>● 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑に対応できるよう配慮した計画とする。</li> <li>● 国の防災基本計画、北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有し、防災関係機関の防災業務計画と、互いに連携して行えるよう定める。</li> </ul>
3 計画の構成
<ul style="list-style-type: none"> <li>● この計画は、「本編」「マニュアル編」「資料編」の3編から構成する。</li> </ul>
4 計画の修正
<ul style="list-style-type: none"> <li>● この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要に応じて苫小牧市防災会議において修正する。</li> <li>● 各対策担当部及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を苫小牧市防災会議（事務局 市民生活部危機管理室）に提出する。</li> <li>● この計画を修正したときは、速やかに道知事に報告するとともに、その要旨を市民等に公表する。</li> </ul>



<苫小牧市地域防災計画の位置付け>

<計画の構成>

編	概要
本編	災害対策基本法に基づき、予防段階、応急段階、復旧段階の各段階における市の対策について、基本的な事項を記載したもの
マニュアル編	主に本編に示された応急段階の業務について、その手順、主体、目安時期、関係機関等を整理したもの
資料編	様式、各種基準、データ、規則・条例・要綱等をまとめたもの

## 第2 計画の効果的な推進のための基本的事項

1 被害の最小化
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする。</li><li>● たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会活動への影響を最小限に留めなければならない。</li></ul>
2 自助・共助・公助の強化
<ul style="list-style-type: none"><li>● 自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。</li></ul>
3 防災意識の向上
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、市民主体の取り組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。</li></ul>
4 多様な視点への配慮
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図らなければならない。</li><li>● 防災に関する政策・方針決定過程等における多様な視点の反映を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。</li></ul>
5 感染症対策
<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害対応に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制等、避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</li></ul>
6 大規模災害の教訓の適用
<ul style="list-style-type: none"><li>● 東日本大震災や令和6年能登半島地震等、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、地域特性を加味した上で、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</li></ul>
7 デジタル化の促進
<ul style="list-style-type: none"><li>● 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する。</li><li>● デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</li></ul>

### 第3 防災に関する基本的な用語

#### <人に関する用語>

用語	解説
要配慮者	● 身体障がい者、知的障がい者、病弱者、高齢者、乳幼児、妊産婦、日本語を話さない外国人、地理に不案内な市外からの来訪者、その他災害時に特に配慮を要する者（傷病者、難病患者、性的マイノリティ等）。
避難行動要支援者	● 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
在宅避難者	● 避難所の収容状況や避難行動の安全性を考慮して在宅を選ぶ、避難所に避難しない者。
車中泊避難者	● 家族やペットの状況等から、避難所での生活が難しく、車中泊をする避難者。
帰宅困難者	● 通勤・通学者、旅行者等のうち、交通機能の停止等により帰宅できない者。

#### <場所に関する用語>

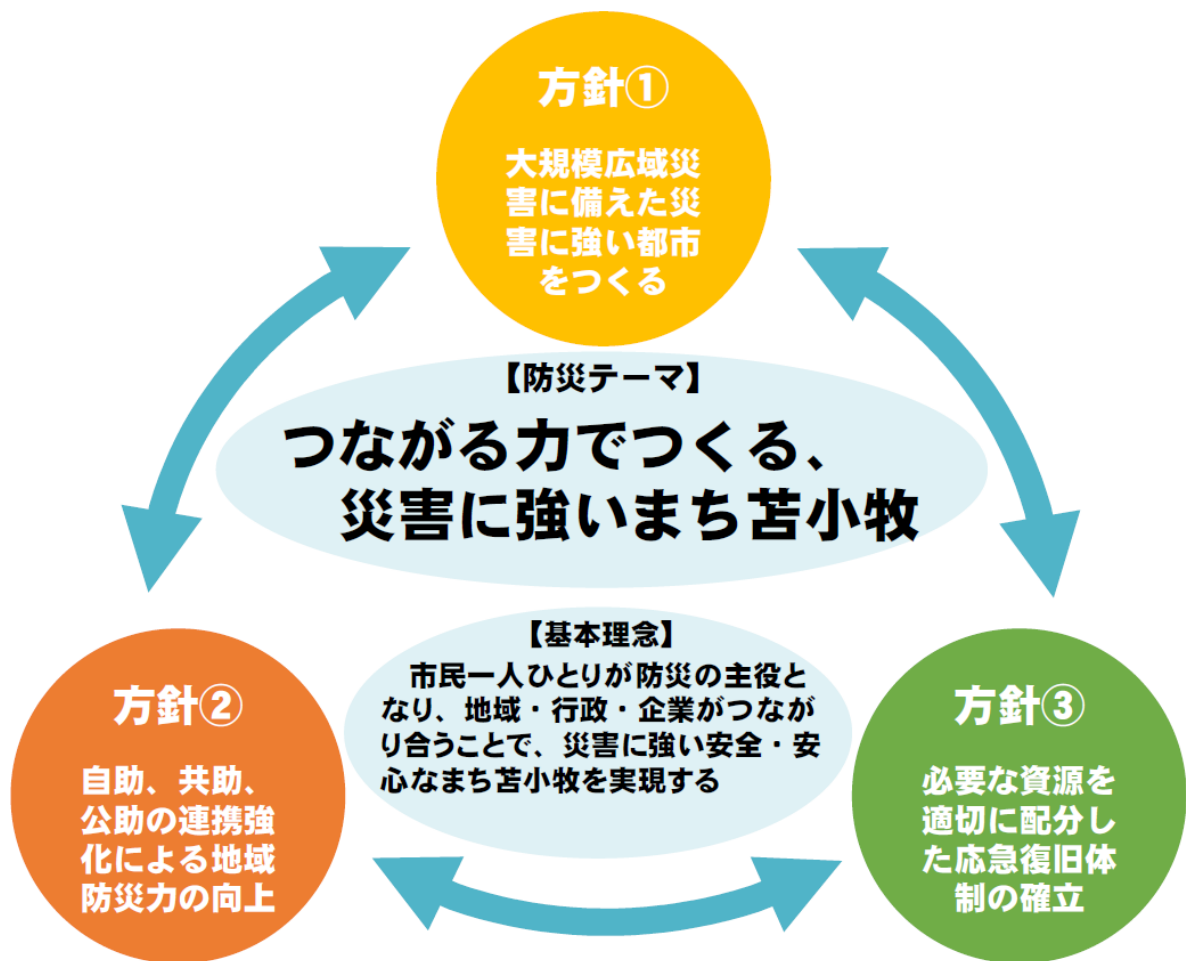
用語	解説
一時避難場所	● 一時的に退避して身の安全を確保する場所。 ● 苫小牧市では、公園等を一時避難場所としている。
指定緊急避難場所	● 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
指定避難所	● 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。
福祉避難所	● 災害発生時に一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を受け入れることを目的とした施設。 ● 苫小牧市では、災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所となっている。
地域避難所	● 地域要望で賛同した企業や団体等の協力により、その所有する施設を災害時に一時避難施設として利用できるような市と協定を締結している施設。
津波一時避難施設 (津波避難ビル)	● 津波が襲来し、又は襲来するおそれがある場合に住民等が一時的に避難することを目的とした施設。
災害応急対策活動拠点	● 自衛隊等関係機関が災害時の拠点として使用する場所。
広域防災拠点	● 道からの救援物資の輸送等、広域的な応急活動を行う拠点。
地域防災拠点施設	● 市町村レベルの防災活動の中心となる施設（避難所や防災倉庫等）。
復旧拠点基地	● 関係機関が復旧活動を行うための拠点。
救援基地	● 被災地への救援物資や人員を輸送するための基地。

## 第2節 防災テーマ及びビジョン

### 第1 苫小牧市の防災テーマ

近年、災害が多様化・激甚化しており、災害に強い地域社会を築くためには、市民・地域・企業・行政がつながり合い、対策を進めていく必要がある。本市では次のとおり防災テーマを設定し、市民一人ひとりが防災の主役となり、地域・行政・企業がつながり合うことで、災害に強い安全・安心なまちを実現する。

つながる力でつくる、災害に強いまち苫小牧



## 第2 防災ビジョン

本市の地域特性や今後のまちづくりの動向を踏まえた地域防災計画運用の指針として、以下の3点を本市の防災ビジョンとする。

<p><b>方針1 大規模広域災害に備えた災害に強い都市をつくる</b></p> <p><b>方針2 自助、共助、公助の連携強化による地域防災力の向上</b></p> <p><b>方針3 必要な資源を適切に配分した応急復旧体制の確立</b></p>
--

## 第3 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次の14項目とする。

防災ビジョン	基本目標
方針1) 大規模広域災害に備えた災害に強い都市をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害に強い都市整備</li> <li>● 火山災害、地震・津波災害、風水害からの安全確保</li> <li>● 要配慮者の安全環境整備</li> <li>● 防災拠点施設の機能整備・強化</li> <li>● 防災ネットワークの構築</li> </ul>
方針2) 自助、共助、公助の連携強化による地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民・防災関係機関・市職員の災害時行動力強化</li> <li>● 地域・事業所の防災体制強化</li> <li>● 実践的な防災訓練の実施</li> <li>● 地域の避難、救援、救護体制の確立</li> <li>● 企業・NPO等関係機関と連携強化</li> </ul>
方針3) 必要な資源を適切に配分した応急復旧体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市外を含めた広域避難体制の確立</li> <li>● 行政機能維持のための業務継続体制の確立</li> <li>● 応援・受援体制の確立</li> <li>● 迅速な復旧復興体制の確立</li> </ul>

方針1 大規模広域災害に備えた災害に強い都市をつくる

(災害に強い都市整備)

地震発生時の延焼火災、倒壊、落下物を防ぐための整備を行う。

- ・建築物の不燃化、耐震化
- ・耐震性の高い消防水利の整備
- ・上水道等、生活関連施設の機能停止を防ぐ対策の整備
- ・ライフライン施設間の供給停止時の相互の機能低下を防ぐ対策の整備
- ・ブロック塀等の倒壊、ガラス・看板等の落下による被害の防止
- ・家具の転倒・落下物による被害の防止
- ・老朽化した社会資本の適切な維持管理
- ・大規模災害発生時の輸送の確保・通信手段の多様化・多重化

(火山災害、地震・津波災害、風水害からの安全確保)

火山噴火時の火砕流や火山泥流、地震発生時のがけ崩れ等や津波、風水害による浸水等の災害からの安全を確保できるよう整備を進める。

- ・情報の収集・管理体制と広報の伝達体制の整備
- ・砂防事業等による火砕流、火山泥流の防衛
- ・がけ崩れ災害による危険性の解消
- ・避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進への公共用地・国有財産の有効活用

(要配慮者の安全環境整備)

支援を必要とする要配慮者に対し、災害時の安否確認や適切な安全確保が実施できる環境をつくる。

- ・要配慮者の行動に配慮した都市環境の整備
- ・コミュニティの活性化による要配慮者の支援体制の整備
- ・混乱した状況でも支援がなされる体制の整備
- ・避難所での安否確認、要配慮者優先のための体制の充実
- ・道や国を通じての広域的な要配慮者受入れ体制の確立
- ・避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成・管理

(防災拠点施設の機能整備・強化)

混乱の中でも、速やかに応急・復旧活動が行える防災拠点施設の機能整備・強化を行う。

- ・防災拠点にふさわしい施設・通信設備等の整備
- ・設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化

(防災ネットワークの構築)

- ・他自治体や市社会福祉協議会、ボランティア等との平時からの人的ネットワーク強化
- ・災害時の迅速で確実な情報伝達を行うための体制、設備の整備
- ・災害時における都市機能を維持するための交通ネットワーク強化

方針2 自助、共助、公助の役割分担による地域防災力の向上

(市民・防災関係機関・市職員の災害時行動力強化)

市民・防災関係機関・市職員は、自らが安全を確保し、被害を最小限に留め、混乱から素早く立ち直る。また、家族や要配慮者の安全を守り、リーダーシップをとって地域としての防災力を最大限発揮できるようにする。

- ・市民一人ひとりの災害に対する認識の強化
- ・防災関係機関及び市職員の技術、知識
- ・事態の推移に即して対策項目及び実施手順の具体化（マニュアル化）
- ・業務継続計画の策定等による業務継続性の確保
- ・市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進に資する、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい形での発信
- ・防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
- ・学校における防災に関する教育の充実推進
- ・地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災に関する教育の普及推進
- ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に対する十分な配慮の普及推進
- ・防災会議への女性委員の参画
- ・市民が災害教訓を伝承する取り組みの支援

(地域・事業所の防災体制強化)

いつ、いかなる事態においても、地域や事業所における被害及び負傷者に対してお互いに協力できるようにする。

- ・地域と企業（事業所）の協力による、助け合いの防災体制の強化
- ・企業市民としての地域への貢献要請、責任と役割分担の明確化
- ・自主防災組織の育成、強化による地域コミュニティによる防災体制の充実
- ・研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等による自主防災組織の日常化
- ・企業の防災訓練参加促進
- ・企業への防災に関するアドバイス

(実践的な防災訓練の実施)

実践的な防災訓練を実施することにより、行動力を強化するとともに検証する。

- ・市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できる実践的な防災訓練の実施
- ・訓練実施による応急対策計画や活動マニュアルの効果検証、不十分な内容の検討

(地域の避難、救援、救護体制の確立)

大規模災害時に安全を確保できるよう地域の災害環境にあわせた避難体制を確立する。また、広域的で同時多発の災害時にも、迅速で適切な救援・救護対策を実施する。

- ・適切な避難路、避難場所の確保
- ・避難誘導體制、交通手段の確保・実施体制の確立
- ・資機材等の備蓄
- ・市民・民間事業所・団体等も含めた救援・救護実施体制の確立
- ・被災者の救援対策が的確に行える体制の確立
- ・災害対策要員や資機材の輸送体制の確立
- ・より多くの人命救助を原則とした救急・救護、医療体制の整備

(企業・NPO等関係機関と連携強化)

企業やNPO等の関係機関と連携を強化し、地域社会全体で防災力を高め、災害時ににおいて迅速かつ効果的に対応できるようにする。

- ・情報共有体制の整備
- ・災害時協定の締結
- ・NPO等による要配慮者支援や避難所運営への参画促進
- ・企業・団体の防災訓練への積極的参加と地域防災訓練との連携強化
- ・防災に関する共同啓発活動の実施

方針3 必要な資源を適切に配分した応急復旧体制の確立

(市外を含めた広域避難体制の確立)

大規模災害時に市の避難所が不足した場合、市外への広域避難が必要となる。道や周辺自治体と協議・調整し、災害時の体制を確立する。

- ・道、周辺自治体との連携体制の確立
- ・市民への広域避難の考え方の周知
- ・移送方法の検討、交通手段の確保
- ・広域避難計画の策定

(行政機能維持のための業務継続体制の確立)

大規模災害等が発生した場合、市は災害応急活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として、重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても、市民生活を支える行政機能を維持する必要がある。

- ・指揮命令系統の確立
- ・必要資源の確保
- ・非常時優先業務の見直し
- ・業務継続計画の見直し

(応援・受援体制の確立)

大規模災害時に、市の資源の不足による業務の遅れを回避するため、外部からの応援により応急業務に当たる必要がある。応援要請が遅れないよう、受入れ体制を整備する。

- ・大規模災害時の国・道への応援・派遣要請基準のルール作成
- ・応援・受援体制の確立
- ・受援計画の策定

(迅速な復旧復興体制の確立)

大規模災害により市街地等が壊滅的な被害を受けた場合、市は復興まちづくり事業に取り組む必要があるが、市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育等の分野の基盤として他分野の復興まちづくり事業に先立って、早急を実施することが求められる。

- ・復旧復興に必要な人材、資機材の確保
- ・復旧復興体制の確立
- ・復興まちづくり計画の策定

### 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務等の大綱

#### <苫小牧市>

事務と業務の大綱
(1) 苫小牧市防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 市民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

#### <苫小牧市教育委員会>

事務と業務の大綱
(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。 (3) 公立学校における防災教育に関すること。

#### <苫小牧港管理組合>

事務と業務の大綱
(1) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。

＜指定地方行政機関＞

機関等名称	事務と業務の大綱
北海道開発局 (室蘭開発建設部)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関する事 (3) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の派遣に関する事 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関する事 (5) 浮体式防災施設 (防災フロート) の被災地への派遣に関する事 (6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関する事 (7) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事 (8) 国道及び高規格道路 (直轄管理) の整備並びに災害復旧に関する事 (9) 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関する事 (10) 港湾施設の整備及び災害復旧に関する事 (11) 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関する事 (12) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関する事 (13) 補助事業に係る指導、監督に関する事
北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事
北海道森林管理局 (胆振東部森林管理署)	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関する事 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関する事
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関する事 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関する事
北海道運輸局 (室蘭運輸支局)	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関する事 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関する事 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関する事 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関する事
東京航空局 (新千歳空港事務所)	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関する事 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関する事 (3) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関する事 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関する事 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整に関する事
北海道管区行政評価局	(1) 被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関する事

機関等名称	事務と業務の大綱
第一管区海上保安本部 (苫小牧海上保安署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。</li> <li>(2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。</li> <li>(3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。</li> <li>(4) 海上における人命の救助に関すること。</li> <li>(5) 海上交通の安全確保に関すること。</li> <li>(6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。</li> <li>(7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> </ul>
札幌管区気象台 (室蘭地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</li> <li>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</li> <li>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</li> <li>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</li> <li>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ul>
北海道労働局 (苫小牧労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。</li> </ul>

<北海道>

事務と業務の大綱
(1) 道防災会議の事務に関する事。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関する事。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関する事。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

<北海道警察>

事務と業務の大綱
(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 (2) 災害情報の収集に関する事。 (3) 災害警備本部の設置運用に関する事。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関する事。 (6) 危険物に対する保安対策に関する事。 (7) 広報活動に関する事。 (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

<自衛隊>

事務と業務の大綱
(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。 (2) 災害予防責任者の行う防災訓練の参加に関する事。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づく災害派遣に関する事。

＜指定公共機関＞

機関等名称	事務と業務の大綱
日本郵便株式会社 (苫小牧郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 (苫小牧駅、日高線運輸営業所)	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
日本貨物鉄道株式会社 (北海道支社)	
NTT 東日本株式会社 (北海道南支店)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
株式会社 NTT ドコモ (北海道支社)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
東日本高速道路株式会社 (北海道支社)	(1) 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること。
北海道電力ネットワーク株式会社 (道央南統括支店)	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時の電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。
日本通運株式会社 (苫小牧支店)	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

＜指定地方公共機関＞

機関等名称	事務と業務の大綱
苫小牧市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。 (2) 福祉避難所における医療従事者等の支援を行うこと。
苫小牧薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
苫小牧獣医師会	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
苫小牧ガス株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
室蘭地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
室蘭地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

＜市民及び事業所等＞

機関等名称	事務と業務の大綱
市民、町内会	<p>(1) 平時の備え</p> <p>一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平時から災害に対する備えを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認</li> <li>・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</li> <li>・隣近所との相互協力関係のかん養</li> <li>・災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握</li> <li>・防災訓練、研修会、防災教育等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得、災害教訓の伝承</li> <li>・町内会における要配慮者への配慮</li> <li>・自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施</li> <li>・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等</li> <li>・SNS等の情報の発信元を確認する等、情報リテラシーの向上</li> </ul> <p>(2) 災害時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難</li> <li>・地域における被災状況の把握</li> <li>・近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援</li> <li>・初期消火活動等の応急対策</li> <li>・避難所での自主的活動や市民が主体となった避難所運営体制の構築</li> <li>・道・市・防災関係機関の活動への協力</li> <li>・自主防災組織の活動</li> <li>・インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</li> </ul>
自主防災組織	<p>(1) 避難誘導、救出救護、避難所運営等の協力に関すること。</p> <p>(2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に関すること。</p> <p>(3) 防災知識の普及、防災用資機材の備蓄に関すること。</p>
その他関係団体	<p>(1) 市が実施する応急対策についての協力に関すること。</p>
事業所	<p>(1) 平時の備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定</li> <li>・防災体制の整備</li> <li>・事業所の耐震化・耐浪化の促進</li> <li>・予想被害からの復旧計画策定</li> <li>・防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施</li> <li>・燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応</li> <li>・取引先とのサプライチェーンの確保</li> </ul> <p>(2) 災害時の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の被災状況の把握</li> <li>・従業員及び施設利用者への災害情報の提供</li> <li>・施設利用者の避難誘導</li> <li>・従業員及び施設利用者の救助</li> <li>・初期消火活動等の応急対策</li> <li>・事業の継続又は早期再開・復旧</li> <li>・ボランティア活動への支援等、地域への貢献</li> </ul>

機関等名称	事務と業務の大綱
一般運輸事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
一般建築事業者	(1) 災害時における応急復旧の協力に関すること。

＜その他協力機関＞

機関等名称	事務と業務の大綱
石油コンビナート地帯地域関係企業 その他危険物関係施設の管理者	(1) 災害時の危険物の保守、保安に関すること。 (2) 予防思想、安全管理の徹底に関すること。
とまこまい広域農業協同組合 苫小牧広域森林組合 苫小牧漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 (3) 共済金支払いの手続を行うこと。
苫小牧商工会議所	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
苫小牧市社会福祉協議会	(1) 高齢者・心身障がい者の保護の協力に関すること。 (2) 被災者に対する生活維持のための支援に関すること。
苫小牧地区 排出油等防除協議会	(1) 海上において大量の油、危険物等の排出事故が発生した場合の防除活動についての連携、協議及び調整に関すること。
海上災害防止センター 苫小牧駐在所	(1) 船舶等の災害防止に関すること。 (2) 船舶、人命の救助及び行方不明者の捜索に関すること。 (3) 災害時の緊急輸送に関すること。
一般病院・診療所	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。

## 第4節 市域の災害環境

### 第1 自然環境

<b>1 位置及び面積</b>
●本市は、北海道南部の東経141度36分34秒、北緯42度37分53秒に位置し、総面積561.66km <sup>2</sup> の広さを有している。
<b>2 地形</b>
●市域の地形は、札幌から苫小牧へ続く「石狩低地帯」の南部にあたる。 ●低地帯の東側は、標高150mの馬追い丘陵へと続き、その東側は夕張・日高山系の急峻な山地となっている。 ●一方、石狩低地帯の西側には、広大な火砕流台地を形成した支笏カルデラや、現在も活動的な活火山である樽前山、風不死岳及び恵庭岳が存在する。 ●市域の東部の低地は「勇払平野」とよばれ、勇払川と安平川に沿った低湿地と海岸線に沿った海岸平野からなる。 ●市域の東側の静川地区には、標高20mの火砕流台地が分布する。 ▶資料編：＜3＞災害素因と災害誘因 1自然環境 (1)地形・地質
<b>3 地質</b>
●市域の基盤は第三紀鮮新世の萌別層で、主に砂質シルト岩からなり、礫岩・砂岩を挟む。 ●第四紀層との境界の深さは、静川で84m、ウトナイで192m、中心市街地付近で約150mである。 ●第三紀層の上には、第四紀更新世のニタツポロ層が厚く堆積しており、主に海成の砂質シルトからなり、砂礫層を挟んでいる。 ●ニタツポロ層の上層は約3万年前に支笏火山から噴出した支笏火砕流堆積物であり、市域の西部では厚さ50m以上になるが、東ほど薄くなり、勇払川流域では見られない。 ●勇払川流域には河成の砂礫層からなる静川層が堆積している。 ●第四紀更新世の上部より上には、河川や沿岸流等によって運ばれた未固結の礫、砂、粘土等のほか、恵庭火山、樽前火山の新しい噴出物が地表を覆っている。 ▶資料編：＜3＞災害素因と災害誘因 1自然環境 (1)地形・地質
<b>4 気候・気象</b>
●気温の平年値（平成3（1991）年～令和2（2020）年の30年平均）は、8月が20.4℃、1月が-3.6℃である。 ●観測史上最高気温は35.5℃（平成19年8月15日）、最低気温は-21.3℃（昭和20年1月18日）である。 ●湿度は冬季の12～2月が比較的低く、夏季の6～8月が比較的高くなる。 ●降水量は、7～9月の夏から秋にかけての時期に多く、年間総雨量の平年値は1239.2mm（平成3～令和2年）である。 ●梅雨前線が北上し、北海道南岸に停滞した場合に大雨になる可能性が高く、これに台風や台風から変わった低気圧が近づく場合や日本海から前線に沿って東進する場合は特に嚴重な警戒が必要となる。 ●風向は、冬は山風といわれる強い北風が吹き、夏は南の風が吹く。 ●3月を過ぎると日平均気温は0℃を越えるようになる。 ●4月下旬から5月にかけては移動性高気圧が広く日本を覆うようになり、好天が続く。 ▶資料編：＜3＞災害素因と災害誘因 1自然環境 (2)気象状況

## 第2 社会環境

1 人口・世帯数の推移
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和6年5月末時点の人口は、166,094人であり、男女ともに45~54歳、70~74歳の人口が比較的多い。</li> <li>● 人口は、平成22年頃までは増加していたが、近年は減少傾向にあり、今後も減少は続くことが想定されている。</li> <li>● 推計によれば、2050年には人口は131,140人となり、現在の79%まで減少する。</li> <li>● 高齢化率は、現在31%程度であるが、2050年には41.5%が高齢者となる。</li> <li>● 地区別人口・世帯数は、市街化の進んでいる地域に集中している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;3&gt;災害素因と災害誘因 2 社会環境 (1)人口</p>
2 建物
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より、建物棟数は69,100棟であり、鉄道駅の周辺を中心に多く分布している。</li> <li>● 全建物のうち、約3割が旧耐震建物である。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;3&gt;災害素因と災害誘因 2 社会環境 (2)建物</p>
3 交通
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市は陸、海、空の交通の要所となっており、陸路では、JRの千歳線、室蘭本線、日高本線の3路線が接続する。</li> <li>● JRの駅は、苫小牧駅、糸井駅、植苗駅、勇払駅、沼ノ端駅、青葉駅、錦岡駅がある。</li> <li>● 高速道路は旭川方面と函館方面をつなぐ道央自動車道、高規格道路は苫小牧と日高方面をつなぐ日高自動車道が通っている。</li> <li>● 海路では、東北（八戸、仙台、秋田）、関東（大洗）、北陸（新潟、敦賀）を結ぶ旅客フェリーの発着がある。</li> <li>● 空路では、北海道の空の玄関口である新千歳空港が、千歳市と苫小牧市にまたがる形で位置し、国内航空及び国際航空の拠点となっている。</li> </ul>
4 避難施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市では、災害対策基本法に基づき、「指定緊急避難場所兼指定避難所」を48か所、「福祉避難所」を8か所、「津波緊急避難場所及び津波避難ビル」を235か所指定している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;5&gt;避難関係 1 避難施設</p>
5 土地利用
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 沿岸部の建物用地が時間経過とともに広がっており、荒地は整備され、農用地・建物用地等に変化している。</li> <li>● 1990年代にかけて、ゴルフ場が増加している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;3&gt;災害素因と災害誘因 2 社会環境 (3)土地利用</p>
6 産業
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内には約7,000の事業所があり、卸売業・小売業、建設業、宿泊業、飲食サービス業で約5割を占める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;3&gt;災害素因と災害誘因 2 社会環境 (4)産業</p>
7 観光
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光入込客に占める宿泊客の割合は、4.6%と低くなっている。</li> <li>● 日帰り客が多く、通過型の観光地であるため、夜間の観光客数は少ない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">▶資料編：&lt;3&gt;災害素因と災害誘因 2 社会環境 (5)観光</p>

<人口推移（国勢調査より）>

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳未満	38,770	38,280	32,969	29,799	26,445	24,575	23,476	22,401	20,426
15～64歳	104,702	108,385	111,589	119,164	120,237	116,949	113,284	105,217	96,847
65歳以上	8,485	11,394	15,020	19,847	25,397	31,234	36,515	44,469	50,022
総数（不詳を含む）	151,967	158,061	160,118	169,328	172,086	172,758	173,320	172,737	170,113

※総数に「不詳」が含まれるため、年代別の人口の合計と合わない場合がある。

<構造、年代別建物棟数（令和6年度防災アセスメント調査より）>

木造								非木造				合計
1950年 以前	1951～ 1960年	1961～ 1970年	1971～ 1980年	1981～ 1990年	1991～ 2000年	2001年 以降	小計	1971年 以前	1972～ 1980年	1981年 以降	小計	
169	412	2,508	11,218	11,379	13,624	16,767	56,078	1,306	2,455	9,260	13,022	69,100

※四捨五入により合計が合わない場合がある。

### 第3 災害履歴

<b>1 地震</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市に被害をもたらした地震の多くはプレート境界付近で発生した海溝型地震である。</li> <li>● 平成30年には活断層型地震である北海道胆振東部地震が発生し、日本国内で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生し、北海道全域の約295万戸が停電する事態となった。</li> </ul>

＜本市に影響を及ぼした地震＞

地震名 (マグニチュード)	発生年月日	苫小牧市 の震度	被害状況	
			全体	苫小牧市
十勝沖地震 (M8.2)	昭和27(1952)年 3月4日	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：28人</li> <li>・不明者：5人</li> <li>・負傷者：287人</li> <li>・家屋全壊：815棟</li> <li>・家屋流出：91棟</li> <li>・家屋半壊：1,324棟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非住家被害：4棟 (美々川、勇払川流域の湿地帯における老朽化沖に被害が多かった)</li> <li>・道路破損：2か所</li> <li>・橋りょう破損：1か所</li> </ul>
十勝沖地震 (M7.9)	昭和43(1968)年 5月16日	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：2人</li> <li>・負傷者：133人</li> <li>・住家全壊：110棟</li> <li>・住家半壊：405棟</li> <li>・津波：えりも町1.5～2.7m、北海道南岸1m前後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：1人</li> <li>・建物半壊：4棟</li> <li>・建物一部破損：6棟</li> <li>・上水道管破損：30数か所</li> <li>・津波：1.6m</li> </ul>
釧路沖地震 (M7.5)	平成5(1993)年 1月15日	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：2人</li> <li>・負傷者：966人</li> <li>・住家全壊：53棟</li> <li>・住家半壊：254棟</li> </ul>	
十勝沖地震 (M8.0)	平成15(2003)年 9月26日	5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：1人</li> <li>・不明者：1人</li> <li>・負傷者：847人</li> <li>・住家全壊：116棟</li> <li>・住家半壊：368棟</li> </ul>	石油コンビナートにおける石油タンクの浮き屋根が沈没し、地震から2日後に静電気が原因で火災が発生
東北地方太平洋沖地震 (M9.0 <sup>※</sup> )  ※モーメントマグニチュード	平成23(2011)年 3月11日	4	東北地方太平洋沿岸にこれまでの想定をはるかに超える被害 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：19,475人</li> <li>・不明者：2,587人</li> <li>・負傷者：6,221人</li> <li>・住家全壊：121,744戸</li> <li>・住家半壊：279,107戸 (北海道以外の被害も含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一波：苫小牧西港に20cmの引き波 (3月11日15時37分)</li> <li>・最大波：210cmを観測 (同日17時30分)</li> </ul>
北海道胆振東部地震 (M6.7)	平成30(2018)年 9月6日	5強	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：43人</li> <li>・負傷者：782人</li> <li>・住家全壊：469棟</li> <li>・住家半壊：1,660棟</li> <li>・住家一部損壊：13,849棟 (平成31年3月31日現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死者：2人</li> <li>・重傷者：9人</li> <li>・軽症者：15人</li> <li>・住家半壊：5件</li> <li>・住家一部損壊：340件</li> </ul>
カムチャツカ半島付近の地震 (M8.8)	令和7(2025)年 7月30日	－	釧路市・釧路町・厚岸町・標津町・別海町等で震度2を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度1を観測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報発表</li> <li>・津波高50cmを観測</li> <li>・避難所避難者10,086人(最大)</li> </ul>
青森県東方沖の地震 (M7.5)	令和7(2025)年 12月8日	5弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者：11人</li> <li>・住家一部破損：2棟</li> </ul>	・津波注意報発表

## 2 風水害

- 過去20年間において、本市では大雨、暴風、台風に伴う大雨等による被害が発生している。

### <本市に影響を及ぼした風水害（過去20年）>

種類	発生年月日	雨量	被害状況
暴風	平成17（2005）年 11月28日～29日		3,220世帯で停電
台風第12号	平成18（2006）年 9月5日～6日		高波により市道東部南通線が冠水。小泉の沢川護岸損壊。
暴風	平成21（2009）年 12月5日～6日		建物破損20数件、停電3,338戸
大雨	平成25（2013）年 8月27日	81 (1時間)	床上浸水4件、床下浸水5件、道路陥没1件、歩道陥没2件、法面崩壊3件、舗装破損1件、橋台洗掘1件
大雨	平成26（2014）年 9月11日～12日	110 (1時間)	土砂災害15件、床上浸水1件、床下浸水16件、道路・公園等の冠水39件
大雨・暴風	平成26（2014）年 11月12日		住宅及び工場・倉庫等の建物被害8件、電柱の破損倒木22本
大雨	平成27（2015）年 9月2日		避難者148名、トイレ流下不全、道路冠水、停電
暴風	平成27（2015）年 10月8日		負傷者1名、住家一部損壊40件、住家以外被害23件（全壊4件、半壊1件、一部破損18件）、倒木157件、枝折れ34件
台風第10号	平成28（2016）年 8月29～31日		床下浸水3件、ブロック塀の損壊2件、民家の一部損壊2件、物置の損壊10件、護岸流出・河川崩壊（小泉の沢川）、道路の一部損壊（市道東部南通線）、倒木50本、高波による砂・流木等の漂着
台風第18号	平成29（2017）年 9月17～18日		住家一部損傷1件、非住家一部損傷3件
台風第21号	平成29（2017）年 10月22～23日		重症者2名、軽症者1名、家屋被害16件
暴風	平成29（2017）年 12月25日		重症者1名
暴風雪	平成30（2018）年 3月1日		停電（市内一部）、字丸山地区林道で遭難事案、死者1名
暴風	平成30（2018）年 9月4日		家屋等被害60件、倒木・枝折れ346本、停電（最大5,890戸）
暴風	令和3（2021）年 6月3日		重傷者1名、軽傷者1名
暴風	令和3（2021）年 11月9日		軽傷者2名
大雨・洪水・暴風	令和7年（2025）年 9月20日		記録的短時間大雨情報発表（120 mm/h） 床上浸水1件、床下浸水2件
洪水	令和7年（2025）年 10月1日		白老町森野にて117mm（1時間） 別々川水位上昇により自主避難所開設 避難者1名

3 火山災害	
●	樽前山（標高1,041m）は、支笏洞爺国立公園の東端、札幌より40km 南方の道央圏に位置し、約4万年前の支笏火山の噴火後にできた直径約12km の支笏カルデラの南東縁に、風不死岳（標高1,102m）、恵庭岳（標高1,320m）に次いで誕生した活火山である。
●	樽前山は、約3,000年前の大噴火の後2千数百年間休止し、1667年に再び活動を開始しており、現在は、このときから始まった活動期にあるものと考えられている。
●	明治42年4月17日～19日に典型的な溶岩円頂丘を生成し、その後、断続的に活動を続けている。
●	直近では、平成11年5月1日から6日までの間に367回の火山性地震が発生し、7月1日から5日までの間にも305回の火山性地震が確認され、更には火口温度が600度を超える高温により、赤く光って見える「赤熱現象」が確認された。

<樽前山の活動履歴>

活動時期	活動期間	休止期間	規模	噴火の概要
9,000年前 3,000年前		2千数百年		
1667年 (寛文7年)			大噴火	火砕流が山麓に流下した。降灰は苫小牧で1m～2m、十勝平野～道東にまで達した。
1739年 (元文4年)		約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下し、山頂カルデラが形成される。降灰は千歳付近で50～100cm、大雪山系に達した。また、外輪山が形成された。
1804～1817年 (文化年間)		約70年	中噴火	火山灰が噴出し、シシャモナイ川に火砕流が流下した。
1867年 (慶応3年)	1年	約55年		白老方面に降灰があった。中央火口丘及び旧溶岩ドームが形成された。
1874年 (明治7年)	1年	6年	中噴火	南方に降灰があった。中央火口丘及び旧溶岩ドームが破壊された。
1883～1887年 (明治16～20年)	5年	8年		苫小牧に降灰があった。
1894年 (明治27年)	1年	6年		
1909年 (明治42年)	1年	14年	中噴火	岩塊や火山灰を噴出した。火山灰は山麓に達し、現在の溶岩ドームが形成された。
1917年～1936年 (大正6年～昭和11年)	20年	7年		この期間に時々噴火した。降灰はオホーツク海沿岸の渚滑（北東240km）に及ぶ。
1944年～1955年 (昭和19～30年)	12年	7年		この期間に時々噴火した。山頂付近に降灰があった。
1978年～1981年 (昭和53～56年)	3年	23年	小噴火	この期間に時々噴火した。山頂付近に微量の降灰があった。

## 第4 災害の特徴

### 1 地震

#### (活断層型地震)

- 市域の東部には石狩低地東縁断層帯が位置している。
- 地震調査研究推進本部によれば、石狩低地東縁断層帯は、北海道西部の石狩平野とその東側に分布する岩見沢丘陵、栗沢丘陵、馬追丘陵との境界付近に位置する活断層帯であり、その分布形態から石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部に区分される。

#### <石狩低地東縁断層帯主部>

- ・ 美唄市から岩見沢市、夕張郡栗山町、夕張郡長沼町、夕張郡由仁町、千歳市を経て、勇払郡安平町に至る断層帯である。
- ・ 長さは約66kmと推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。
- ・ 全体が1つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.9程度の地震が発生する可能性がある。今後30年以内の地震発生確率はほぼ0%である。

#### <石狩低地東縁断層帯南部>

- ・ 千歳市から勇払郡安平町、苫小牧市、勇払郡厚真町を経て、沙流郡日高町沖合の海域に至る断層帯である。長さは54km以上と推定され、東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。
- ・ 全体が1つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.7程度以上の地震が発生する可能性がある。今後30年以内の地震発生確率は0.2%以下であり、我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

▶資料編：<3>災害素因と災害誘因 3災害誘因 (1)活断層型地震

#### (海溝型地震)

- 本市が面している太平洋では、日本海溝、千島海溝において太平洋プレートが北米プレートに沈み込んでいる。
- 中央防災会議の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸地域における最大の津波によると考えられる津波堆積物の資料から、過去の最大クラスの津波の間隔が約3~4百年であり、17世紀の津波からの経過時間を考えると、日本海溝、千島海溝いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられるとされている。
- 北海道では、国が示した考え方を基本として、太平洋沿岸で「最大クラスの津波」が発生した場合に想定される津波高、浸水域等を示した津波浸水想定を設定、公表している。

▶資料編：<3>災害素因と災害誘因 3災害誘因 (2)海溝型地震

## 2 風水害

### (洪水)

- 本市では、二級河川が10河川、準用河川が5河川、普通河川が28河川流れており、各河川は標高の高い北から南に向かって流れ、最終的には海に流れ込む。
- 北海道では、水防法に基づき、洪水予報河川（法第11条）及び水位周知河川（法第13条）を指定しており、本市においては、安平川、勇払川、苫小牧川が水位周知河川に指定されている。
- 重要水防箇所は、水位周知河川である勇払川、安平川、苫小牧川に加え、錦多峰川において指定されている。
- 洪水予報河川及び水位周知河川では、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（法第14条）として指定し、指定の区域が浸水した場合に想定される水深等を示した洪水浸水想定区域図を作成している。
- 北海道では、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない河川等においても想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成している。

▶資料編：＜3＞災害素因と災害誘因 3災害誘因 (3)洪水

### (台風)

- 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査によると、台風発生数に対する北海道への接近割合は10%程度であり、北海道に接近する台風の経路を分類すると、ほぼ6割が日本海を北上するルートであり、本州を縦断するルートと太平洋を北上するルートが1割から2割である。
- 近年、本市に影響を及ぼした台風のうち、平成29年台風第18号は日本海を北上するルート、平成29年台風第21号は太平洋を北上するルートに分類される。
- 平成28年台風第10号は、いずれにも分類されないが、苫小牧市では倒木や避難者が多発した。

### (大雨)

- 北海道に災害をもたらす大雨は、台風によるもの、線状降水帯によるものが主である。
- 線状降水帯による大雨として、胆振地方に大雨特別警報が発表された平成26年9月11日の大雨があり、北海道内で初めての特別警報の発表となった。
- 9月9日から12日にかけて、上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となったため、西日本から北日本にかけて雷を伴って猛烈な雨が降った。
- 9月9日から12日までの総降水量は、支笏湖畔観測所で380.0mmとなり、9月の月降水量の平年値を上回る大雨となったほか、苫小牧観測所で最大1時間降水量100.0mmを観測した。

### (高潮)

- 本市では、高潮浸水想定区域が指定されている。
- 高潮は、台風等強い低気圧に伴い、海面の水位が上昇する現象であり、主に二つのメカニズム「吸い上げ」「吹き寄せ」がある。
- 吸い上げは、大気圧の低下に伴い、海面が吸い上げられるように上昇する現象、吹き寄せは、湾口から湾奥に向けて強風が吹き続けることにより、湾の奥に海水が吹き寄せられて海水面が上昇する現象である。

▶資料編：＜3＞災害素因と災害誘因 3災害誘因 (4)高潮

### (土砂災害)

- 本市では、土砂災害防止法に基づき、北海道により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

▶資料編：＜3＞災害素因と災害誘因 3災害誘因 (5)土砂災害

<本市の二級河川>

名称	水位周知 河川	上流端	下流端	延長 (km)
安平川	○	左岸 勇払郡追分町字追分622の19番地先 右岸 同国道234号線	海	36.30
明野川		苫小牧市字高丘126番2地先の北海道縦貫自動車道ボックスカルバート下流端	勇払川への合流点	9.60
勇払川	○	左岸 苫小牧市字丸山国国有林209林班先 右岸 同235林班先/ (植苗川合流点)	安平川への合流点	21.00
美々川		左岸 千歳市美々758番109地先 右岸 同美々758番26地先	勇払川への合流点	14.70
遠浅川		左岸 勇払郡安平町遠浅691番48地先 右岸 苫小牧市字柏原123番1地先	安平川への合流点	4.60
幌内川		左岸 苫小牧市字高丘3番地先 右岸 同北海道大学演習林131林班地先	海	4.70
苫小牧川	○	左岸 苫小牧市字高丘78番地先 右岸 同77番地先	海	12.80
有珠川		左岸 苫小牧市字高丘61番3地先 右岸 同字糸井406番1地先	苫小牧川への合流点	2.30
錦多峰川		左岸 苫小牧市錦岡479番地先 右岸 同482番地先	海	6.00
別々川		左岸 苫小牧市字樽前493番地先 右岸 白老郡白老町字社台国国有林175林班地先	海	11.00

<土砂災害警戒区域>

災害種別	土砂災害警戒区域数
急傾斜地の崩壊	28
土石流	52(1)*
合計	80

\* ( )内は千歳市と重複している区域数

3 火山噴火
<p>● 樽前山で異常現象等が発生し情報の収集を行う必要がある場合に備え、気象台、北海道、各市町（苫小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町）、防災関係機関で構成される樽前山火山防災協議会が設置されており、協議会では、樽前山の噴火予測図を公表している。</p> <p>▶資料編：&lt;3&gt; 災害素因と災害誘因 3 災害誘因 (6)樽前山</p> <p>● 樽前山は大規模噴火から始まり、中・小規模噴火を繰り返したのちに休止期に至るというサイクルを繰り返しており、現在は1667年に始まった3回目のサイクルの後半に当たる。</p>

## 第5 被害想定

1 地震アセスメント調査
● 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査において、活断層型地震（石狩低地東縁断層帯南部地震）、海溝型地震（日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震）を想定地震として、被害量の算出を行った。

＜想定される被害量（令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より）＞

項目			被害量	
			活断層型地震	海溝型地震
建物被害	全壊棟数	液状化	約60棟	5棟未満
		揺れ	約1,800棟	5棟未満
		土砂災害	約10棟	5棟未満
		津波	－	約13,900棟
	半壊棟数	液状化	約110棟	5棟未満
		揺れ	約4,400棟	5棟未満
		土砂災害	約30棟	5棟未満
		津波	－	約13,300棟
人的被害	死者	建物倒壊	約120人	1人未満
		土砂災害	5人未満	1人未満
		津波	－	約25,100人
		火災	10人未満	1人未満
	負傷者	屋外転倒物	5人未満	1人未満
		建物倒壊	約3,400人	10人未満
		土砂災害	10人未満	5人未満
		津波	－	約2,700人
ライフライン被害	電力	停電件数	約5,700件(約6%)	約20,000件(約22%)
	通信	支障回線数	約1,100回線(約7%)	約4,700回線(約28%)
	上水道	断水人口	約72,000人(約43%)	約800人(1%未満)
	下水道	支障人口	約15,000人(約9%)	処理場が浸水(100%)
	LPガス	機能支障戸数	約900戸(約1%)	被害なし
	都市ガス	供給停止戸数	約26,000戸(約97%)	基地一帯が浸水(100%)
土木構造物被害	道路被害	揺れによる被害か所数	約300か所	約100か所
	橋りょう被害	揺れによる通行支障か所数	約20か所	被害なし
		揺れによる不通か所数	約10か所	被害なし
		浸水する橋りょう数	－	約110橋
生活支障	避難者	避難所避難者	約17,000人	約56,000人
		避難所外避難者	約8,000人	約28,000人
	災害廃棄物	発生量	約35万トン	約195万トン
		仮置場必要面積	約11ha	約64ha
職員参集予測	参集率	3時間以内	約43%	約9%
		6時間以内	約70%	約14%
		12時間以内	約74%	約15%
		24時間以内	約74%	約15%
		3日以内	約85%	約26%
		1週間以内	約99%	約53%
1週間以降	約100%	約85%		

※冬18時、強風を想定した結果。

※津波による人的被害は、早期避難率が低い場合の結果。

※避難者数は、上水道の復旧人員が1/4の場合の結果。

## 2 風水害アセスメント調査

- 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査において、市内10河川の洪水及び土砂災害警戒区域における土砂災害を想定災害として、被害量の算出を行った。

〈想定される被害量（令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より）〉

項目	被害量										
	安平川・勇払川	明野川	美々川	遠浅川	幌内川	苫小牧川	有珠川	錦多峰川	別々川	全河川	
建物被害	床上浸水	約12,000棟	約3,200棟	約610棟	約50棟	約9,000棟	約4,000棟	約1,800棟	約2,400棟	約90棟	約29,000棟
人的被害 (死傷者)	リードタイムなし	約6,700人	約900人	約200人	約80人	約5,100人	約3,400人	約670人	約420人	5人未満	約16,000人
	リードタイム3時間未満	約4,000人	約520人	約120人	約40人	約3,000人	約2,000人	約400人	約250人	5人未満	約9,300人
	リードタイム3時間以上	約3,700人	約500人	約110人	約40人	約2,900人	約1,900人	約380人	約240人	5人未満	約8,800人
ライフライン被害	電力使用不能	約27,000人	-	-	-	-	約6,500人	-	-	-	-
	通信使用不能	約27,000人	-	-	-	-	約6,600人	-	-	-	-
	上水道停止影響	約1,100人	-	-	-	-	約500人	-	約88,000人	-	-
	下水道停止影響	-	-	-	-	約49,000人	-	約81,000人	-	-	-
	LPガス使用不能	約6,100人	-	-	-	-	約310人	-	-	-	-
	都市ガス停止影響	約5,400人	-	-	-	-	約660人	-	-	-	-
土木構造物被害	浸水する橋りょう	約40橋	約20橋	約20橋	0橋	約20橋	5橋	約20橋	約20橋	4橋	約120橋
生活支障	立ち退き避難者	約6,700人	約900人	約200人	約80人	約5,100人	約3,400人	約670人	約420人	5人未満	約16,000人
	水害廃棄物	約3.1万ト	約0.8万ト	約0.2万ト	0.1万ト未満	約2.2万ト	約1.0万ト	約0.4万ト	約0.6万ト	0.1万ト未満	約7.1万ト

※「-」は算出不可能な項目を示す。

※洪水と土砂災害が同時発生した場合、立ち退き避難者は最大約17,000人となる。

3 火山災害アセスメント調査

- 令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査において、樽前山の噴火を想定災害として、被害量の算出を行った。

<想定される被害量（令和6年度苫小牧市防災アセスメント調査より）>

噴火規模	項目		被害量					人的被害 影響人口
			建物被害					
			影響棟数	全壊	大半壊	小半壊	一部損壊	
小規模噴火	噴石		5棟未満	-	-	-	-	5人未満
中規模噴火	噴石		5棟未満	-	-	-	-	5人未満
	泥流	危険度重大	約170棟	-	-	-	-	約50人
	火砕流	危険度重大	5棟未満	5棟未満	-	-	-	5人未満
	火山灰	16cm	約10棟	5棟未満	0棟	0棟	約10棟	5人未満
		8cm	約20,000棟	-	-	-	-	約43,000人
	4cm	約68,000棟	-	-	-	-	約165,000人	
大規模噴火	噴石		5棟未満	-	-	-	-	5人未満
	泥流	危険度大	約10,000棟	-	-	-	-	約25,000人
		危険度重大	約21,000棟	-	-	-	-	約51,000人
	火砕流	危険度大	約1,600棟	約1,700棟	-	-	-	約1,500人
		危険度重大	約120棟	-	-	-	-	約100人
	火山灰	100cm以上	約62,000棟	約51,000棟	約11,000棟	0棟	0棟	約154,000人

※「-」は算出不可能な項目を示す。

時期	噴火規模	活動期	避難情報	発令先人口
通常期	小規模噴火	拡大期	高齢者等避難	約2,300人
	中規模噴火	前兆期	避難指示	約6,500人
		噴火期	避難指示	約6,500人
		拡大期	避難指示	約6,500人
			高齢者等避難	約8,700人
	大規模噴火	前兆期	避難指示	約30,000人
積雪期	小規模噴火	拡大期	高齢者等避難	約2,300人
	中規模噴火	前兆期	避難指示	約6,500人
		噴火期	避難指示	約6,500人
		拡大期	避難指示	約6,500人
			高齢者等避難	約33,000人
	大規模噴火	前兆期	避難指示	約97,000人